

3 章 移行前後の業務運用等について(通関関連)

1 輸出入申告等関連情報の移行

第 6 次 NACCS で登録されている輸出入申告等関連情報は、事項登録情報も含め、全て第 7 次 NACCS へ移行します。したがって、基本的には後続業務に影響はありません。

ただし、輸入申告においては項目追加の影響で、仕掛中(例えば、第 6 次 NACCS で事項登録中となっているもの、あるいは、申告中のままで許可となっていないもの等)の状態のままで更改を迎えた際は、申告変更を要する場合も生じることから、できる限り第 6 次 NACCS で業務を完結し、完結が難しいと思われるものは第 7 次 NACCS 更改後に業務処理を開始するようお願いします。

なお、第 6 次 NACCS で払い出された申告・申請番号等は、第 7 次 NACCS へ移行します。したがって、第 6 次 NACCS で登録した情報について、第 7 次 NACCS 更改後に輸出入申告変更等を行う場合は、第 6 次 NACCS で払い出された申告等番号を入力してください。

(1)輸出申告関係

ア 航空/海上共通事項

第 6 次 NACCS で登録されている輸出申告等情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。

(2)輸入申告関係

ア 航空/海上共通事項

第 6 次 NACCS で登録されている輸入申告等情報は、全て第 7 次 NACCS に移行します。

(ア) 輸入申告関係

A 国内運送先及び通販貨物に関する項目の追加に伴う留意事項

輸入申告に関する情報には、第 7 次 NACCS より法令項目の国内運送先および通販貨物に関する項目(以下「国内運送先等情報」)が追加されます。第 6 次 NACCS 稼働中に輸入許可とならずに仕掛中となった場合、状況に応じて、第 7 次へのデータ移行後に国内運送先等情報の追加入力対応が必要となる場合があります。

表 3-1 各申告種別における更改後の対応要否一覧

No.	業務コード	申告等種別	第6次移行前の状況	第7次移行後	
				追加項目を入力しない場合	後続業務
1-1	IDC MIC	輸入申告(C,F,Y) 輸入(引取)申告(H,N) 輸入(引取・特例)申告(J,P)	本申告未実施 (事項登録中/予備申告中/搬入時申告登録中/開庁時申告登録中)	申告時にエラー (本申告自動起動含む)	IDA/IDA01 MIC/MIE 本申告前に国内運送先等情報の入力が必要

1-2			本申告済み	申告変更がない場合は影響なし(項目の未入力によるエラーにならない)※	IDA01(IBP含む)/MIEで申告変更を行う場合に国内運送先等情報の入力が必要
1-3	IDE	特例申告(T,V)	条件なし	影響なし	不要

蔵入等承認申請および蔵出等輸入申告の場合

No.	業務コード	申告等種別	第6次移行前の状況	第7次移行後	
				追加項目を入力しない場合	後続業務
2	IDC	蔵入承認申請 (S,M,A,G)	条件なし	影響なし※	不要 (IMW等にて入力するため)
3-1	IDC	蔵出輸入申告 (K,U,B)	BP承認前 BP承認中、未承認	すべての状況でエラー	IDA/IDA01 国内運送先等情報の入力が必要
3-2			BP承認済	申告変更がない場合は影響なし※	IDA01(IBP含む)で申告変更を行う場合に国内運送先等情報の入力が必要
3-3	IDC MWC	蔵出輸入申告 (K,D,U,L,B,E,R)	BP承認なし (申告済み有無の条件なし)	すべての状況でエラー	IDA/IDA01 MWA/MWA01 国内運送先等情報の入力が必要

※ 第7次更改後に申告変更無く、輸入許可等となった場合は、出力情報は第7次用の出力項目、出力情報コード、レイアウトにて出力(国内運送先等情報はブランクにて出力)

B 石油石炭税法第15条に基づく特例納付の対象となる申告

第7次 NACCS で石油石炭税法第15条に基づく納税申告および納税をシステムで行うことが可能となります。ただし、システムでの納税申告対象となるのは第7次 NACCS 更改後に行われ、蓄積された輸入申告の情報であるため、1ヶ月分全てを対象とする場合は、2025年12月末日までに納税申告を行う2025年11月分の輸入申告情報からとなります。

(3)出力帳票

第 6 次 NACCS で輸入申告を行い、第 7 次 NACCS で許可となった場合において、許可通知情報等の帳票は、第 7 次 NACCS のフォーマットで出力されます。

(4)マルチペイメントネットワーク(MPN)・リアルタイム口座振替納付関係

第 6 次 NACCS から第 7 次 NACCS への移行に伴う停止時間中は、MPN 及びリアルタイム口座振替による納付を行うことはできません。このため、第 6 次 NACCS 稼働中に輸入許可等が必要な場合は、**2025 年 10 月 11 日(土)23:15 までに納付を行ってください**。停止時間終了後の 2025 年 10 月 12 日(日)5:00 より再び納付が可能となります。

(5)担保

ア 個別担保の提供に係る留意事項

第 6 次 NACCS 稼働中に輸入申告等が完結しないことが見込まれる場合、当該申告に使用する個別担保の提供及び税関によるシステムへの担保登録は、第 7 次 NACCS 更改後に行うことになります。

イ 据置担保及び個別担保

第 6 次 NACCS に登録されている据置担保は、第 7 次 NACCS でもそのまま使用することができます。この場合、第 6 次 NACCS 停止時点の残高を、第 7 次 NACCS に移行します。また、同様に使用中の個別担保についても第 7 次 NACCS に移行します。

ウ 担保使用可能官署の設定

第 6 次 NACCS で登録された担保の「使用可能官署」の設定内容は、そのまま第 7 次 NACCS に移行します。

(6)修正申告及び関税等更正請求関係

ア 修正申告 DB・関税等更正請求 DB 保存期間の延長に係る留意事項

第 7 次 NACCS では「修正申告事項登録(AMA)」、「関税等更正請求事項登録(KKA)」業務で事項登録のみ実施された情報の保存期間を延長します。第 6 次 NACCS で事項登録のみ実施された情報についても、移行時に第 6 次 NACCS で事項登録された日から 20 日(日祝除く)の保存期間に延長されます。なお、当該申告・申請にかかる申告添付情報の保存期間も同様に延長されます。

イ 事項登録業務の項目追加に係る留意事項

第 7 次 NACCS では AMA 業務に「修正申告予定年月日」と「記事」、KKA 業務に「記事」の項目をそれぞれ追加します。第 6 次 NACCS で事項登録を行った状態で移行し、更改後に呼出し業務を実施した場合は項目が追加された状態で呼出し結果画面が展開されます。

ウ 「当初輸入申告呼出し(修正申告)(DLI02)」業務の呼出し可能権限について

第 7 次 NACCS では DLI02 業務において当初輸入申告と利用者が異なる場合でも当初輸入申告情報の呼出しを可能とする呼出し権限の拡大を行います。第 6 次 NACCS にて輸入許可となった当初申告情報も、第 7 次 NACCS 更改後に DLI02 業務にて呼出しが可能です。

(7) 共通管理番号の機能追加に関する留意事項

ア 共通管理番号のリンク DB 保存期間延長に関する留意事項

第 7 次 NACCS では他法令届出・申請の承認・合格後の共通管理番号のリンク保存期間を延長します。第 6 次 NACCS で他法令届出・申請の承認・合格となった情報についても、移行時に 6 次 NACCS で承認・合格となった日から 30 日(日祝含む)の保存期間に延長されます。

イ 共通管理番号の自動補完にかかる留意事項

第 7 次 NACCS では輸入申告および他法令届出・申請の事項登録時に共通管理番号がブランクの場合で「輸出入者コード」と「B/L 番号・AWB 番号」が同一の共通管理番号がすでにシステムに登録されている場合は、共通管理番号を自動補完し、リンクする仕様としています。第 6 次 NACCS で共通管理番号の払い出しを行い、当該共通管理番号を使用して輸入申告事項登録を行った状態で移行されたデータについても、第 7 次 NACCS で再度他法令届出・申請の事項登録業務を実施して共通管理番号の自動補完の処理が可能です。

(8) 納期限延長に係るリアルタイム口座対応に関する留意事項

第 7 次 NACCS では関税等の納期限延長制度(個別納期限延長、包括納期限延長、特例申告納期限延長)を利用した申告についてリアルタイム口座による振替が可能になります。

ア 第 6 次 NACCS で仕掛中の申告がある場合の留意事項

第 6 次 NACCS から仕掛中の申告に対して、第 7 次 NACCS にて審査終了がされた場合、納付方法は仕様変更後の内容(第 6 次 NACCS にて、即納・納期限延長混在の場合で、納付方法欄が「R」で口座番号欄に入力有りの場合、納期限延長対象の科目の納付方法も口座)でシステムに登録されます。

なお、1 申告の中で複数の納税方式がある場合、第 7 次 NACCS では異なった納付方法を選択できない仕様にするため、以下の納付方法識別コードは使用不可となります。

表 3-2 第 7 次 NACCS で削除対象の納付方法識別コード

コード	納付方法
C	リアルタイム口座(即納科目)/MPN(納期限延長科目)
Z※	リアルタイム口座(即納科目)/MPN(納期限延長科目)

※特例申告等(申告等種別コード：T、V、J、P、R)の場合のみ入力可能。該当のコードを利用した申告は一括納付対象外となる。

輸入申告等業務の状況によって以下のとおりエラーとなりますので、ご注意ください。

(ア) 納付方法欄に「C」または「Z」を入力し、第 6 次 NACCS で本申告済みの場合

変更前の内容(即納:口座、納期限延長:MPN)でシステムに登録され申告変更がない場合は、登録された納付方法のまま処理されます。ただし、第 7 次 NACCS にて申告変更を行うため「輸入申告変更事項登録(IDA01)」業務を実施する際、納付方法欄に「C」または「Z」が入力された場合はエラーとなるので、納付方法識別の変更が必要です。

(イ)納付方法欄に「C」または「Z」を入力し、第 6 次 NACCS で本申告未実施の場合

第 7 次 NACCS にて国内運送先等の追加に伴い事項登録の修正が必要です。「輸入申告事項登録(IDA)」業務を実施する際、納付方法欄に「C」または「Z」が入力された場合はエラーとなるので、納付方法識別の変更が必要です。

イ「納期限延長納付方法等変更(口座)(KZH)」の新設

第 7 次 NACCS では KZH 業務が新設されます。第 6 次 NACCS において納付方法を直納とし、延納で申告した場合でも、納期限が更改後となっているものは更改後に KZH 業務にてリアルタイム口座への納付方法変更が可能です。なお、納付方法を直納からリアルタイム口座に変更する場合は、システム上保留状態となり、税関へ直納納付書を提出し、税関にて保留解除が行われることで納付方法が口座振替に変更されます。KZH 業務は輸入申告実施者のみが実施可能となりますので、ご注意ください。

(9)蔵入承認(IS)された貨物情報での移入承認(IM)申請について

第 6 次 NACCS で登録された蔵入承認済貨物(貨物管理有)に対して、第 7 次 NACCS 更改後に「輸入申告事項登録(IDA)」業務または「輸入申告変更事項登録(IDA01)」業務にて移入承認申請、総保入承認申請を実施した場合に、後続業務で貨物情報の更新が可能となります。

(10)包括評価申告の個別業務化に伴う運用について

第 7 次 NACCS では包括評価申告に関し新規業務「包括評価申告事項登録(HOA)」業務等が新設されますが更改前に従来の「汎用申請(HYS)」業務又は税関窓口で申告し、登録された「包括評価申告受理番号」は第 7 次 NACCS 更改後も輸入申告にて使用が可能です。また、第 7 次 NACCS 更改後「包括評価申告呼出し(HOB)」業務にて処理種別「I：新規申告(引用登録)」で引用が可能となるのは、第 7 次 NACCS で包括評価申告に係る新規業務で登録された「包括評価申告受理番号」が対象です。

2 輸出入共通情報

(1)移行処理に伴う留意事項

ア 添付ファイル登録業務の運用

添付ファイル関連業務に関する移行時の運用は以下のとおりです。

A 添付容量の拡大

第 6 次 NACCS 稼働中に MSX 業務で登録された情報が移行された場合、第 7 次 NACCS 更改後にファイルの追加登録が可能ですが、有効な合計ファイル容量は第 6 次 NACCS の上限である 10MB までとなりますので、ご注意ください。

B 「申告添付訂正(MSY01)」業務等の通信欄の訂正可能化

第 7 次 NACCS 更改後から MSY01 業務において、通信欄の訂正が可能となります。